

平成 21 年 1 月 26 日

意見書

著作権分科会 委員
石坂 敬一

各小委員会報告書の取りまとめにご尽力を賜った委員の皆様と文化庁事務局の皆様には深謝申し上げます。

都合により本日の分科会を欠席するため、本書にて私の意見を申し述べます。

1. コンテンツ創造の促進に配慮した著作権法の検討

「デジタルコンテンツ流通促進法制」「権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）」「通信・放送の在り方への対応」などの諸課題を検討するに当たっては、コンテンツ創造の促進という視点が重要であると考えます。

ネットビジネスの振興を御旗として、コンテンツ制作を担う権利者の保護を弱める方向での議論が活発に行われていますが、権利者自らが行うビジネスの活性化、権利の集中管理事業の充実、個別の権利制限規定による対応などが十分に検証されていないことは著しくバランスを欠くものと言わざるを得ません。

日本のコンテンツ関連ビジネスを発展させる為には、質の高いコンテンツの創造基盤を確保することが不可欠であり、コンテンツの権利者が適切な使用料を収受できる法的環境を保障することが必要です。

2. 違法配信等からの私的録音録画に関する著作権法第 30 条の範囲の見直しについて

当協会が昨年 10 月に実施した調査によると、違法な携帯電話向け音楽配信からのダウンロード数（違法「着うた」「着うたフル」の合計）は年間で 4 億 0,714 万曲以上と推定され、直近 1 年間（平成 19 年 10 月～平成 20 年 9 月）における正規の「着うた」「着うたフル」ダウンロード数 3 億 2,900 万回をはるかに上回っています。音楽コンテンツの違法な流通を抑止し、音楽配信ビジネスの健全な発展を図る為には、違法配信等からの私的録音録画を権利制限の対象範囲から除外する著作権法の改正が一日も早く実現されることが必要と考えます。

なお、日本レコード協会は、利用者保護のため「エルマーク」の普及促進（昨年末時点で、160 事業者・964 サイトが表示済）や著作権教育・啓発活動の推進等の諸施策を引続き精力的に取り進める所存です。

3. 私的録音録画補償金制度の見直しについて

3 年間にわたり私的録音録画小委員会で精力的な議論が進められてきたにも関わらず、見直しの結論が得られなかったことは誠に遺憾です。補償金制度が機能不全に陥っていることは明らかであり、現状の私的録音録画実態に見合った制度を速やかに構築するべく、関係各位における一層のご尽力をお願いします。

以上